

令和八年度 奥州市 小中高夏休みのきまり

一学期も終わりに近づき、いよいよ夏休みが始まります。きまりをよく守り有意義な夏休みにしましょう。

奥州市生徒指導研究推進協議会

小 学 校

きまりを守り、事故のない楽しい夏休みを過ごそう。

一 楽しい夏休みに

- めあてを決めて計画的に学習しよう。
- ・自由研究・読書などにも取り組もう。
- 運動や遊びで体力づくりをしよう。
- ・ラジオ体操にも参加しよう。
- 目、歯、耳、鼻などの治療をしよう。
- 自分でできる仕事を進んでしよう。
- 子ども会行事がある場合は参加しよう。
- (お家の人と相談のうえ、参加しないこともできます)
- ・みんなで助け合おう。
- ・準備やかたづけもみんなでしよう。

二 規則正しい生活を

- 日課表を作り計画的に過ごそう。
- テレビやゲームは時間を決めてしよう。
- 朝九時三十分までは家にいよう。
- 夕方五時三十分までは家に帰ろう。
- 外出するときは、家の人に「誰と、どこへ、何をしに行くか、何時に帰るか」を話し、許しを得てから出かけよう。
- 家の人や地域の人にしっかりとあいさつをしよう。

三 健康で安全な生活を

- 思いやりをもった言葉づかいや行動を心掛け、いじめなどは絶対にしない。
- 河川、線路、資材置き場などの危ない場所に行かない。
- 自転車は、きまりを守って学区内で利用する。
- ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス、ボウリング場、バッテリーセンターなどへ行くときは、家の人と行く。
- 花火は安全なところで、大人と一緒に行く。
- お金やカード、ゲームソフトなどの貸し借りをしない。

中 学 校

常に目的をもって、規律のある生活をしよう。

一 有意義な夏休みに

- 計画的に学習に取り組もう。
- ・一学期の復習、遅れている教科、読書等
- 自主トレーニングに励み、体力をつけよう。
- 目、歯、耳、鼻などの治療をしよう。
- 家族の一員として、仕事を受け持ち、責任をもつて実行しよう。
- 生徒会行事や地域の社会行事がある場合は参加しよう。(家の人と相談のうえ、参加しないこともできます)

二 規律ある生活を

- けじめのある生活をしよう。
- ・起床時刻、就寝時刻、運動、遊び、テレビ、ゲームなど。
- 朝九時三十分までは外出しない。
- (ただし、部活動はこの限りではない)
- 夕方六時までは家に帰ろう。
- 外出するときは、家の人に「誰と、どこへ何をしに行くか、何時に帰るか」を伝えよう。
- 外出時は、中学生らしい服装とし、生徒手帳を携帯しよう。
- 友人宅、先輩宅等への外泊は絶対にしない。

三 健康で安全な生活を

- 思いやりをもった言葉づかいや行動を心掛け、いじめなどは絶対にしない。
- 水泳は指定された場所です、きまりにしたがって行い、河川では絶対にしない。
- 自転車は各校のきまりを守って利用する。
- ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス、ボウリング場への出入りは、保護者同伴とする。
- 店舗や公共の施設を利用するときは、周りへの配慮を忘れず、公共のマナーを守ろう
- 花火は安全なところで、大人と一緒に行く。
- 友達同士の金銭等の貸し借りをしない。
- スマホやタブレット、ゲーム機等の情報機器を利用する場合は、使い方(使用時間、マナー等)について、家の人と相談する。
- SNS等での誹謗中傷を含めたトラブル、自分及び周囲の人の個人情報の管理に十分注意する。

高 等 学 校

広い視野をもち、品位と責任ある態度で生活しよう。

一 充実感のもてる夏休みに

- 計画的に学習に取り組もう。
- ・不得意教科、読書等
- 長期を要する疾病の治療をしよう。

二 規律ある生活を

- 有意義で実行可能な計画を立てよう。
- 帰宅時刻は、午後九時までとし、夜間の一人歩きはしない。
- 外出するときは、行き先、用件、帰宅時刻などを家の人に明確にし、言動に責任をもとう。
- 外出時は各校指示の服装とし、生徒手帳を携帯しよう。
- 無断外泊は絶対にしない。
- 飲酒、喫煙などは絶対にしない。

三 健康で安全な生活を

- 思いやりをもった言葉づかいや行動を心掛け、いじめなどは絶対にしない。
- 水泳は許可された場所で行い、一人では泳がない。
- 自転車に乗るときは、交通規則を必ず守り、交通事故を起こさない。
- バイクの二人乗り、ノーヘルメット、無免許運転、スピード違反等の交通違反や、バイクの貸し借り、遠乗り等は絶対にしない。
- 未成年者立ち入り禁止の場所など、不健全な遊技場への出入りを禁止する。
- キャンプは、許可を受けて行い、十分な計画の下において、父母などの責任のある引率者が必ずつく。
- 旅行や登山については、必ず保護者同意の下に届出を出して、許可を受ける。
- インターネットやメール、SNSの使い方、気をつける。
- 携帯電話はマナーを守り、使用時間等節度をもって使用すること。

道路交通法 第六十三条の十一

- 第一項 自転車運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 第二項 自転車運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 第三項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

※ 岩手県の条例では、ゲームセンターへの十六歳未満の十八時前の入店には規制がないことから、保護者同伴であれば十八時までの入店を認めることとしますが、トラブル等がないよう十分な見守りをお願いします。

なお、十八時以降の入店は保護者同伴でも規制対象となりますので、ご注意ください。

◆事故や被害にあったり、問題行動を見たりしたときは、警察、学校、家の人に、すぐに連絡をしましょう。

奥州警察署生活安全課 (二五—〇二〇)